

別府市国際スポーツキャンプ誘致委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、別府市国際スポーツキャンプ誘致委員会「以下「本委員会」という」と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、ラグビーワールドカップ2019及び2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致(以下「キャンプ誘致」という)を成功へと導くための活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次に挙げる事業を行う。

- (1)本市におけるラグビー及びオリンピック・パラリンピック競技の普及活動に関すること
- (2)キャンプ誘致気運醸成のための広報活動に関すること
- (3)キャンプ国に対する便宜の供与及び交流に関すること
- (4)関係機関、団体等に対する協力要請及び連絡調整に関すること
- (5)その他本委員会の目的のために必要な事項に関すること

(組 織)

第4条 本委員会は、別府市、市議会、観光・経済、各種団体、ラグビー・オリンピック・パラリンピック競技関係団体等から、会長が委嘱する者(以下「委員」という)をもって組織する。

- 2 本委員会に次の役員を置く。
 - (1)会 長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)監 事 2名
- 3 会長は別府市長をもって充てる。
- 4 副会長、監事は、委員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第5条 会長は本委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 監事は、本委員会の財務を監査する。

(委員等の任期)

第6条 委員及び役員(以下「委員等」という)の任期は、本委員会の業務が完結するまでとする。ただし、委員等が委嘱時に所属する機関、団体等の役職を離れたときは、辞職届を提出するものとし、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職務を解き、また、必要に応じて委員等を補充することができる。

(専 門 部 会 等)

第 7 条 本委員会に専門部会等を置くことができる。

- 2 専門部会等の委員等は、会長が委嘱し、その組織、運営等については、会長が別に定める。

(総 会)

第 8 条 総会は会長及び委員をもって構成し、会長が必要の都度招集し、議長となる。

- 2 総会は、過半数の委員の出席により成立する。
- 3 総会は、規約の制定、改廃、予算、決算及びその他の重要事項を審議し、決定する。
- 4 議事については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専 決 処 分)

第 9 条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、総会の権限に属する事項について、これを専決処分することができる。

(オ ブ ザ ー バ ー)

第 10 条 第 3 条の規定する事業を推進するためにオブザーバーを設置することができる。なお、オブザーバーは会長が指名する。

(事 務 局)

第 11 条 本委員会の事務を処理するため、事務局を別府市役所内に置く。

(経 費)

第 12 条 本委員会の経費は、別府市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会 計 年 度)

第 13 条 本委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(補 足)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成 2 8 年 3 月 2 2 日から施行する。